

【自動車交通部旅客第一課】

計画事業の事業経費・契約の流れについて

問 事業に必要な経費は、全て協議会に集めたうえで事業を実施する必要があるか？
協議会の構成員である自治体と事業者が事業の委託契約を結び、協議会に費用を請求する方法はできないか？

答 原則的には、事業に必要な資金は、一度、協議会に集めたうえで事業を実施することになります。やむを得ない場合は、経費の支出方法について、地域の実情に応じて対応することも可能です。

※例：コミュニティバス等の実証運行を協議会の構成員である市町村がバス事業者に委託して事業を実行する場合、市町村の負担分を協議会に支出することが困難であるため、

- ①市町村の負担分を協議会に支出することなく、直接、バス事業者に支出すること。
- ②協議会が交付を受けた国からの補助金を市町村に支払うこと。

は可能です。

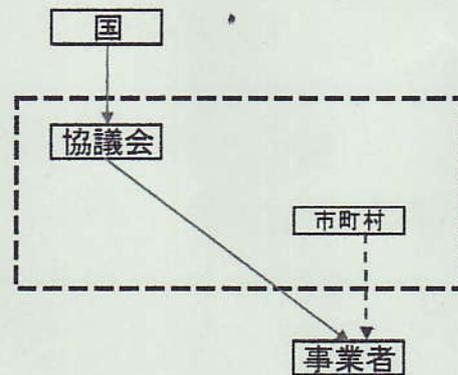
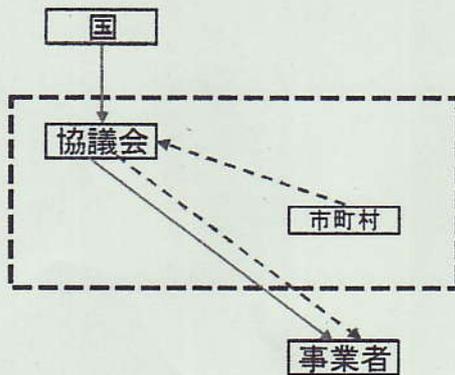
(注：この場合、協議会による事業実施の決定、進捗状況の把握・管理が必要です。)

補助金及び地域負担分の支払いの流れ

【例】コミュニティバス実証運行事業について、協議会の合意により、市町村が主体となって当該事業を実行する場合(ただしバスの運行はバス事業者が行う。)

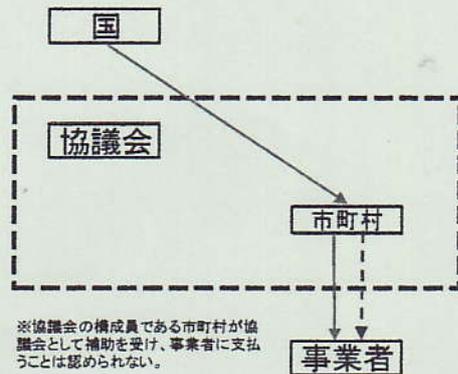
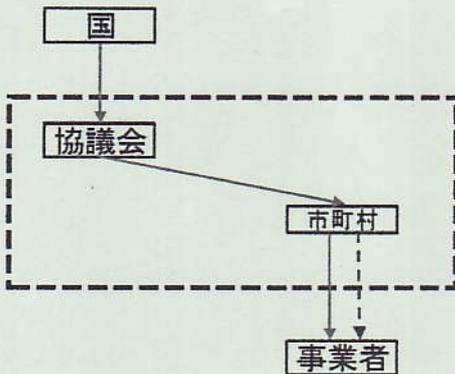
【基本的な流れ】

【認められるケース①】(協議会及び市町村と事業者が委託契約)



【認められるケース②】(市町村と事業者が委託契約)

【認められないケース】(市町村と事業者が委託契約)



※協議会の構成員である市町村が協議会として補助を受け、事業者に支払うことは認められない。

→ 補助金の流れ
- - - 地域負担分の流れ